

下呂市監査告示第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、定期監査の結果に基づく措置について下呂市長から通知があったので、同項の規定によりその内容を別紙のとおり公表する。

令和6年3月22日

下呂市監査委員 都 竹 基 己

下呂市監査委員 今 井 能 和

平成 29 年度から令和 4 年度に実施した定期監査での指摘事項に対して改善中または未措置であった事項について、現在の措置状況について次のとおり通知があったので、その内容を公表する。

(単位:件)

監査の種類	実施年度	対象件数 (改善中又は 未措置の件数)	今回調査の結果		
			措置済	改善中	未措置
定期監査	平成 29 年度	1	0	1	0
	平成 30 年度	0	0	0	0
	令和元年度	0	0	0	0
	令和 2 年度	1	0	1	0
	令和 3 年度	0	1	0	0
	令和 4 年度	0	3	0	0
合 計		2	4	2	0

■以下は、措置状況の詳細である。

平成29年度

【監査対象課名:まちづくり推進課】

(定期監査結果報告日:平成 29 年 12 月 25 日)

指摘事項	(舞台峠ドーム管理等業務委託について) 施設の使用許可行為が事実上受託者において行われている。使用許可は設置者たる市の管理権限であり、委託することはできないことから適正を欠く。		
区分 (該当に○印)	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合) 2. 改善中(措置を検討中、措置を実施中の場合) 3. 未実施(何もしていない場合)	
措置状況の内容	委託業務契約から、許可行為は削除し是正いたしました。 管理者(下呂市長、中津川市長)の使用許可となっています。 ただし、舞台峠ドームは下呂市と中津川市でそれぞれ条例規則を定めており、管理者が複数存在する特殊な状態となっています。ついては現場の実務における許可行為の手順など中津川市と細かな調整が必要となりますので、引き続き協議を進めていきます。		

令和2年度

【監査対象課名:会計課 地域振興部 各振興事務所】 (定期監査結果報告日:令和2年12月23日)

<p>指摘事項</p>	<p>(随時の収入にかかる調定事務について)</p> <p>地方自治法第231条に「普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない」と定められている。随時の収入のうち各種証明書発行に係る手数料等、担当課窓口で口頭により現金を収受するような収入については、その性質上事前に金額を把握することは困難であり、事後調定をせざるを得ないと考えられる。このような収入については、事務の簡素化を図るため一定期間分をまとめて一括で調定できるよう、市会計規則に一括して調定できる旨の規定を整備されたい。また、今回の監査により、各振興事務所が取り扱う施設使用料の調定状況について確認したところ、一部の施設使用料について、その都度事前調定されるべきところ、一括で調定されている事案が確認されたほか、収入年度の誤りがある事案が確認されたことから、適正な事務に努められたい。</p>	
<p>区分 (該当に○印)</p>	<p>○</p>	<p>1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)</p> <p>2. 改善中(措置を検討中、措置を実施中の場合)</p> <p>3. 未実施(何もしていない場合)</p>
<p>措置状況の内容</p>	<p>会計課において、会計規則中に事後調定に関する規定を明文化するとともに、施設使用料の納付については、利用者の利便性を考慮しつつ、各担当窓口と調整を図りながら、改善を進める予定です。</p>	

令和3年度

【監査対象課名:小坂振興事務所】 (定期監査結果報告日:令和4年3月24日)

<p>指摘事項</p>	<p>○巖立峡がんだて公園管理業務委託について</p> <p>小坂振興事務所において、当該公園敷地内の建物及び駐車場を清掃管理する目的で、地元法人Aに業務委託を行っている。</p> <p>委託の範囲には前述指摘事項(1)で使用許可を出した施設も含まれていたことから、担当課に確認したところ、市が管理すべき施設である供用部分のトイレや駐車場について管理業務委託を行っているとのことであった。また、委託事業に係る人件費は、直接従事する者の「時間単価×直接従事時間数」によるものであるが、完了検査復命書に添付されている業務日誌を確認すると従事時間が明確になっていなかった。</p> <p>使用許可を受けた施設は、許可を受けた側に管理義務があることから、業務仕様書及び施設使用許可書において、市が管理する範囲と使用許可を出す範囲を明確にする必要がある。また、人件費の積算については、作業実態に基づき確実な算定を行い、仕様書には1回当たりの従事時間数を明記する等、適正な業務委託契約事務を実施し、業務日誌については、従事時間が明確に把握できる様式を検討されたい。</p> <p>なお、当該委託業務は特命随意契約により実施されているが、今後は下呂</p>	
-------------	---	--

	市随意契約ガイドラインに基づき競争入札により執行するなど、公正性・経済性・適正履行の確保を図られたい。	
区分 (該当に○印)	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 改善中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未実施(何もしていない場合)
措置状況の内容	令和4年度から、市が管理する範囲と使用許可範囲を明確にしました。また、仕様書には、1回あたりの従事時間を明記しました。業務日誌は、従事時間が明確に把握できるよう様式を変更しました。これらを踏まえ、令和5年度からは管理業務を実施可能な小坂町地内の3社を選定し見積徴収による随意契約とし執行しました。	

令和4年度

【監査対象課名:社会福祉課】

(定期監査結果報告日:令和4年12月22日)

指摘事項	○結婚新生活支援事業補助金について 令和4年度において下呂市結婚新生活支援補助金交付要綱を新たに制定し、新婚世帯を経済的に支援するため1件当たり30万円を限度に450万円の予算を組んでいる。これは、令和2年の婚姻数77件の約20%(15件)を見込んだものである。 しかしながら、現在までに利用した世帯は1件のみである。所得制限等はあるものの、家賃・リフォーム費用等も支援対象であり、新婚世帯には経済的に助かる制度であり子育てできる環境も整えることができる。メール配信も含め、早期に広く周知し利用促進を図られたい。	
	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 改善中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
区分 (該当に○印)		3. 未実施(何もしていない場合)
措置状況の内容	市メール、LINE配信、下呂市ホームページにより住民の方へ広く周知した。また、窓口での対応策として各地域振興事務所及び市民サービス課に依頼し、婚姻届けを提出された際に対象者の方への説明とチラシをお渡しすることで確実に周知する対応を実施しています。	

指摘事項	<p>○源泉保護対策補助金について</p> <p>下呂温泉事業協同組合が行う源泉保護に要する経費に対し、下呂市観光商工事業振興補助金交付要綱により、「源泉保護対策補助金」として市長が認めた額 500 万円を補助額として入湯税を財源に交付されている。</p> <p>今回の定期監査において補助金交付申請書を確認したところ、添付書類が下呂温泉事業協同組合の収支予算書のみとなっており、補助対象となる源泉保護に要する経費が明確になっていなかったことから、今後は、対象経費を明確にして補助金交付事務を適正に処理されたい。</p>	
区分 (該当に○印)	○	<p>1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)</p> <p>2. 改善中(措置を検討中、措置を実施中の場合)</p> <p>3. 未実施(何もしていない場合)</p>
措置状況の内容	<p>令和4年度の下呂温泉事業協同組合に対する当該補助金の実績報告書について、補助対象経費を明確にした決算書及び証拠書類が提出されており、今年度以降においても同様に関係書類を提出いただくこととなっております。また、令和5年度からは補助金の交付申請時においても、補助対象経費を明確にした予算書が添付されています。</p>	

指摘事項	<p>○下呂市創業者支援事業補助金について</p> <p>市内における創業者の増加を図り、市の経済の活性化に寄与するために、下呂市創業者支援事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）により補助対象者に補助金を交付している。</p> <p>交付要綱第10条第1項では交付決定の取消しに関して4項目が記述されている。そのうち第4号では「創業後3年を満たさずに補助金を受けた事業を閉鎖、休止、又は市外へ店舗、工場又は事業所を移転したとき。」は取り消すことができるとなっている。</p> <p>事業を継続していることを確認する方法について、担当課に伺ったところ、国の特定創業支援事業による支援を受けた事業所が補助対象となることから、これに関わる市内商工会と金融機関の担当者が出席する連絡会議において聞き取りをしているとのことであった。</p> <p>他の自治体では、毎年度、決算書の提出を求めて確認しているところもあることから、本市においても事業の継続が確認できる書類の提出を求めるなどし、補助金交付事務を適正に処理されたい。</p>	
------	---	--

区分 (該当に○印)	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 改善中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未実施(何もしていない場合)
措置状況の内容	<p>下呂市創業者支援事業補助金交付要綱を令和5年8月に改正し、補助金受給者は創業日から3年間、決算月から6月以内に財務諸表を提出するよう規定を設け、同年10月より施行しています。</p> <p>なお、令和5年度は5月に、補助金受給者に財務諸表の提出を求め、事業継続状況を確認しています。</p>	